

南相木村の法人住民税の税率について

令和2年4月1日現在

1. 均等割

均等割の税率区分		税率（年額）
資本金等の額	従業員数	
50億円超	50人超	3,000,000円
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円
10億円超	50人以下	410,000円
1億円超 10億円以下	50人超	400,000円
1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円
1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円
1千万円以下	50人超	120,000円
上記以外の法人等		50,000円

* 資本金等の額・・・ 地方税法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 に規定する資本金等の額で、法人税法第 2 条第 16 項に規定する資本金等の額又は同条第 17 号に規定する連結個別資本金等の額に、無償増資及び無償減資等による欠損の填補の額を加減算した金額（保険業法に規定する相互会社にあたっては純資産額）。

「資本金等の額」＝法人税法に規定する「資本金等の額」＋「無償増資額」
－「無償減資等による欠損填補額」

* 従業員数・・・ 村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料もしくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む）の合計数

2. 法人税割

税率	事業開始区分
10.6%	平成26年10月 1日から令和元年9月30日まで
6.0%	令和元年10月 1日以降